

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更																																				
（宛先） 京都府知事		平成29年 9月30日																																				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区難波5丁目1番5号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 高島屋 取締役 木本 茂 06-6631-1101																																				
主たる業種 百貨店 ・ 総合スーパー		細分類番号 5 6 1 1																																				
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号																																				
計画期間 平成29年4月から平成32年3月まで																																						
基本方針 エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部環境マネジメントシステムにより昨年実績の1%削減を目指す。																																						
計画を推進するための体制 店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及びエネルギー推進委員会を月例開催。																																						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (26~28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>15,577.2 トン</td> <td>17,022.2 トン</td> <td>16,758.2 トン</td> <td>16,711.5 トン</td> <td>8.1 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>16,402.9 トン</td> <td>16,799.7 トン</td> <td>16,535.7 トン</td> <td>16,488.8 トン</td> <td>1.3 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>			基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	15,577.2 トン	17,022.2 トン	16,758.2 トン	16,711.5 トン	8.1 パーセント	評価の対象となる排出の量	16,402.9 トン	16,799.7 トン	16,535.7 トン	16,488.8 トン	1.3 パーセント																	
	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率																																	
事業活動に伴う排出の量	15,577.2 トン	17,022.2 トン	16,758.2 トン	16,711.5 トン	8.1 パーセント																																	
評価の対象となる排出の量	16,402.9 トン	16,799.7 トン	16,535.7 トン	16,488.8 トン	1.3 パーセント																																	
目標の根拠		冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器（LED照明含む）導入を進め、削減を図る。																																				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>百貨店</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (延床面積×営業時間)×1.00</td> <td>3.00</td> <td>3.27</td> <td>3.22</td> <td>3.21</td> <td>7.78 パーセント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </tbody> </table>		事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	百貨店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×営業時間)×1.00	3.00	3.27	3.22	3.21	7.78 パーセント		事業活動に伴う排出の量					パーセント														
事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率																																
百貨店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×営業時間)×1.00	3.00	3.27	3.22	3.21	7.78 パーセント																																
	事業活動に伴う排出の量					パーセント																																
原単位の指標及び目標の根拠		冷房温度緩和の取組み、節電を意識した行動の実践を行うとともに、設備運用の工夫、設備投資による省エネ機器（LED照明含む）導入を進め、削減を図る。																																				
重点的に実施する取組の実施計画		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>85.0 パーセント</td> <td>85.0 パーセント</td> <td>85.0 パーセント</td> <td>85.0 パーセント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント																								
	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考																																	
	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント																																		
具体的な取組及び措置の内容		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(29)年度</th> <th>(30)年度</th> <th>(31)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(29)年度	(30)年度	(31)年度		LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用				LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用				LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用																					
	(29)年度	(30)年度	(31)年度																																			
	LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用																																					
	LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用																																					
	LED照明の導入、設備更新時のトップランナー製品の利用																																					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置		措置の内容 前日マイカー通勤原則禁止 上記の措置を採用する理由 社内規定による																																				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林の保全及び整備によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン電力証書等の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考																																		
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン																																			
府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン																																			
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン																																			
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン																																			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン																																			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動		高島屋グループは地球環境を守る為に、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、CO2の削減を中心に様々な活動を行う事により、環境問題の解決に繋がる21世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。																																				
特記事項		IS014001における京都店・洛西店環境保全責任者は京都店長としている事から京都店執行役員店長岡部恒明を代理人と定め、京都店・洛西店に係る京都府地球温暖化対策条例に基づく届出及びその訂正、受領に関する一切の権限を委任しております。 超過削減量667.7 tを第1、第2年度から222.5 t、第3年度から222.7 tをそれぞれ差引く。																																				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。